

# 必要書類一覧

○が付いている書類を全て提出してください。

申請区分			
(1) 生業扶助受給世帯	(2) 住民税所得割非課税世帯	(3) 家計急変※1世帯	
○	○	○	広島県高校生等奨学給付金受給申請書
○	○	○	振込先の通帳（口座番号及び口座名義が確認できる面）の写し
○	×	×	次のうちいずれか一点 <input type="checkbox"/> 生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（別紙様式） <input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書（生業扶助が記載されたもの）
×	○ ※2	○	課税証明書（令和2年度）
×	×	○	次のうちいずれか一点（写し可） <input type="checkbox"/> 離職票 <input type="checkbox"/> 雇用保険受給資格者証 <input type="checkbox"/> 解雇通知書 <input type="checkbox"/> 破産宣告通知書 <input type="checkbox"/> 個人事業の廃業届出書 <input type="checkbox"/> 家計急変後の給与明細書（3か月分以上） <input type="checkbox"/> 会社作成の給与見込（1年間分） <input type="checkbox"/> 税理士又は公認会計士の作成した家計急変後の収入を証明する書類
×	○	○	扶養親族全員の健康保険証の写し

※1 家計急変とは、新型コロナウイルス感染症の影響等により家計が急変し、保護者等の向こう1年間の収入見込みが住民税所得割非課税に相当する場合は言います。生業扶助を受給している場合や、家計急変前から住民税が非課税の場合は該当しません。

※2 「高等学校等就学支援金」の認定審査において算定された保護者等の課税に関する情報を、奨学給付金においても利用することを承諾する場合は、課税証明書の提出は不要です（家計急変により申請する場合を除く）。情報の利用に同意する場合は、申請書内の1の（2）下段の□に✓印を付けてください。

書類について不明な点がある場合は、下記連絡先までお問い合わせください。

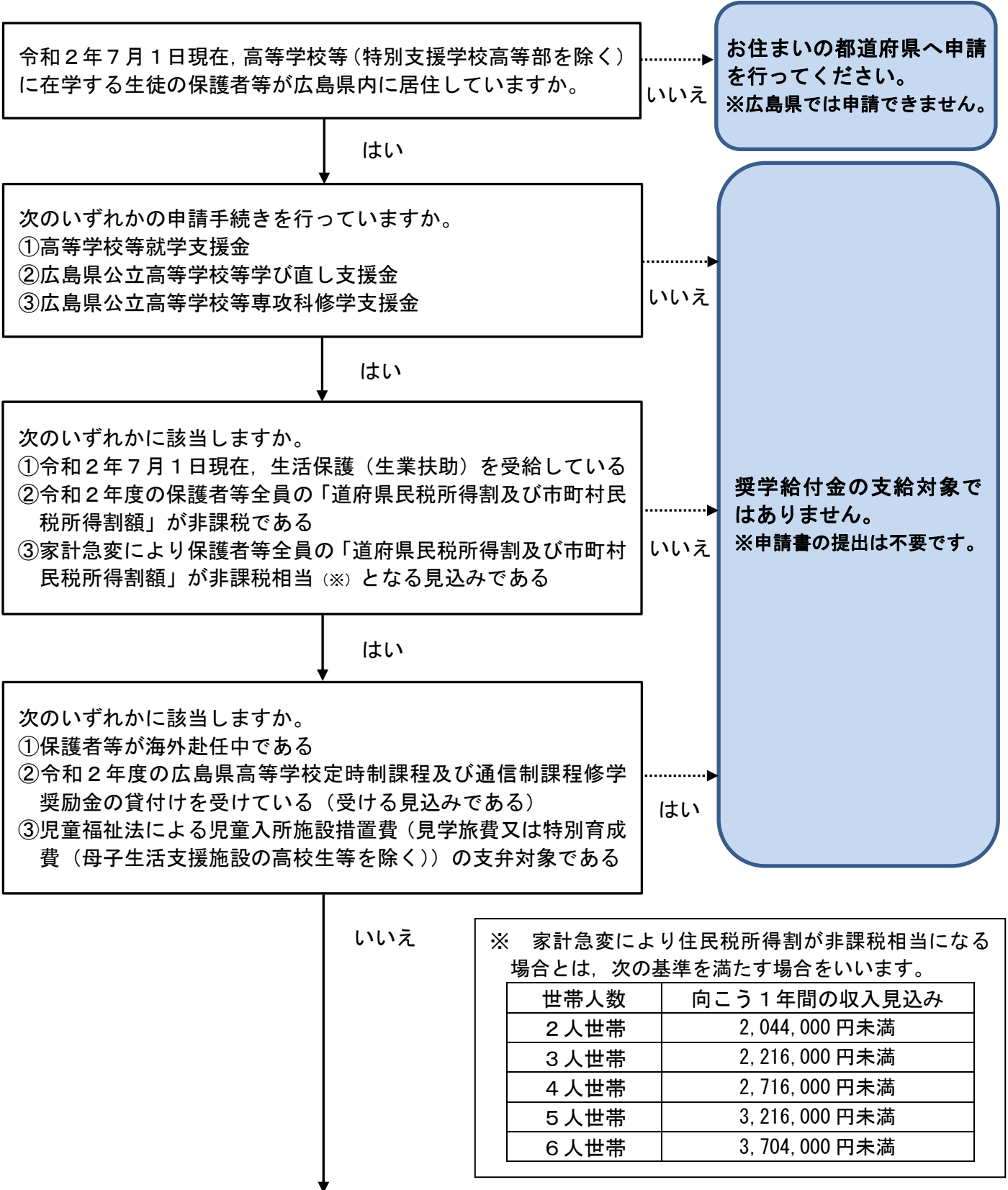
広島県教育委員会事務局 教育支援推進課 就学支援係

電話：082-222-3015（平日9：00～17：00） E-mail：kyouishinkou@pref.hiroshima.jp

# 広島県高校生等奨学給付金の対象確認シート

高校生等奨学給付金とは、授業料以外の教育に係る経費の負担軽減を目的とした返済不要の給付金です。

高校生等奨学給付金の給付を希望される方は、下のフローチャートで対象となるかどうかを確認し、必要書類を提出してください。



**奨学給付金の支給対象です。**

申請書を記入の上、表面に記載の必要書類と併せて提出してください。